

●大阪市消防局からのお知らせ●



テナントの入居や建物の増改築により



知らない間に消防法違反に！？

テナントの入居や建物の増改築により、知らない間に消防法違反となる場合がありますので、これらをお考えの方はまず**消防署に相談し、必要な届出**をしてください。

消防法違反の例

3 F	空室	屋内階段
2 F	物販店	
1 F	物販店	



3 F	飲食店	屋内階段
2 F	物販店	
2 F	物販店	

屋内階段が1つの建物の地下または3階以上の階に多くの方が利用する飲食店や物販店などが入居すれば、面積に関係なく自動火災報知設備が必要となります！

4 F	事務所
3 F	美容室
2 F	飲食店
1 F	飲食店



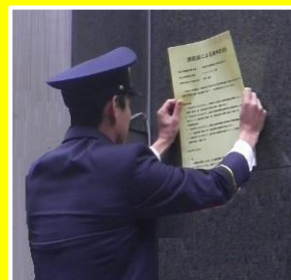
5階倉庫	
4 F	事務所
3 F	美容室
2 F	飲食店
1 F	飲食店

増築によって5階建てになれば、屋内消火栓設備が必要となる場合があります！

消防法に違反した場合

行政処分の対象

使用停止命令や告発による罰則を受ける場合があります



命令を受けると建物利用者に危険を知らせるため標識が設置されます

消防署への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反に気づかず、結果的に大切なお客さまや建物利用者を危険な建物へ招き入れることになってしまいます！

消防署に相談しておけば・・・。

大阪市消防局HP

<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html>

